

平成27年12月定例会 一般質問 質問要旨

(H27.12.10 現在)

- はじめに
- 1 子供たちの健全な成長について
 - (1)乳幼児期の子供の成長について
 - (2)保育の質の確保及び保育現場の処遇改善について
 - (3)子供が子供らしく育つ環境づくりについて
- 2 本県の産業経済を支える基盤の整備について
 - (1)広島高速道路の環状化について
 - (2)土地造成事業会計の総括と産業団地造成の今後のあり方について
- 3 広島ブランドショップ「TAU」の機能強化による効果的な中小企業支援策について
- 4 地域包括ケアシステムの機能強化について
- 5 急傾斜地崩壊対策事業の推進について
- 6 北朝鮮人権侵害問題について
- おわりに

自由民主党広島県議会議員連盟

畑 石 顕 司

○ はじめに

皆さん、こんにちは。

自由民主党広島県議会議員連盟の 畑石 顕司 です。

今次定例会におきまして、一般質問の機会を与えてくださいました平田議長をはじめ、先輩、同僚議員各位に、心より感謝申し上げます。

私は、民間企業勤務を経て、秘書として岸田文雄外務大臣のもとで政治を学ばせていただき、8期32年間、県政発展に力を尽くされた間所了先生から後継者としてバトンを託していただき、今年4月の統一地方選挙において初当選をさせていただきました。

本日議場に駆けつけていただいた方々をはじめ、多くの皆様のご支援のお蔭で、今日こうしてここに立つことができます。

世を経め民を濟う、経世済民という言葉があります。人々が安全にかつ豊かな生活を送れるようにする、という意味です。

この経世済民を貫く政治を実践することが、支えていただいた皆様への最大のご恩返しだと考えています。

本日は、この言葉を胸に、新人らしく質問をさせていただきます。

(400文字)

1 子供たちの健全な成長について

1- (1) 乳幼児期の子供の成長について

質問の第1は、子供たちの健全な成長について、3点、お伺いします。

1点目は、乳幼児期の子供の成長について、であります。

この度、本県の大きな指針である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が改定されましたが、引き続き「人づくり」が4つの政策分野の一つに位置づけられ、重点的に取り組む方針が示されたところであります。

これまで委員会等でも意見を申し上げて参りましたが、私はこのチャレンジビジョンを含め、国や県の政策議論の場においても、大事な点が一つ抜け落ちているのではないかと感じています。

それは、子供たちの健全な成長に何が必要なのかという視点です。

人口減少社会を迎え、労働力人口の減少が大きな課題となる中で、女性に労働力として活躍してもらおうべく、働く女性に対する積極的な支援が行われています。

本県におきましても、働く女性応援課という部署まで設けて取り組んでいる最中であります。

また、人口を増やすための少子化対策も、様々な取り組みが実施されています。

子供をできるだけ産んでもらう。その後はできるだけ早期に社会に復帰し、活躍をしてもらいたいとの方針です。

保育所整備を初めとする子育てをしながら働く環境づくりは、十分とは言えないまでも随分と議論もされ、多種多様の取り組みがなされています。

一方で乳幼児期の子供の育成は、その後の成長の基礎づくり、土台づくりの期間でもあります。

乳幼児期の子供の成長にとって何が必要か、家族や保育士との関わりはどうあるべきかといった議論や政策は、旺盛な保育所整備などと比較すると、ないに等しいと感じています。

例えば、愛着形成という言葉があります。

乳児期に、母親を初めとする身近な人との間に、しっかりと愛着を形成することができるかどうかで、子供のその後の成長に影響があると言われています。

最近の研究では、必ずしも母親との愛着形成のみが必要なわけではなく、父親や保育士など、限られた数人との愛着形成であっても良いという成果も出されています。

愛着形成という一例を挙げましたが、子供の成長に関する視点に立つ

た議論や調査、そして活発な取り組みが欠かせないと考えています。

知事は就任早々、育児休暇を取得され、イクメンという言葉を普及させた実績もお持ちであり、子供の成長についても強い思い入れがあるのではないかと推察いたします。

そこで、ぜひとも、乳幼児期の子供の成長について、知事の思いをお聞かせいただくとともに、今後の取り組みへの決意をお伺いします。

(1 , 0 3 0 文字)

1 - (2) 保育の質の確保及び保育現場の処遇改善について

2点目は、保育の質の確保及び保育現場の処遇改善について、であります。

子育てをしながら働く女性への積極的な環境づくりが進められる裏で、保育の現場にひずみが生まれています。

介護の現場や建設業界と同様に、保育士不足は深刻な状況にあります。

本県におきましても、保育士人材バンクなど保育士不足を解消するためのいくつかの事業を実施しているところではありますが、過酷な労働環境や、他の職種に比べて著しく低い賃金体系などがネックとなり、保育士不足の解消の道は険しいものとなっています。

こうした状況の中、保育士養成校へ集まる人材は減少し、人材の質を確保する上で大きな支障が出ていると聞いています。

さらに、1法人1施設のような保育所などでは、限られた人数での運営のため、日々の業務に追われ、若い保育士の教育や指導など、人材育成の余裕はないのが実情のようであります。

先ほど、愛着形成について触れましたが、余裕のない、かつ保育士の質の確保が十分できていない保育現場にあって、犠牲になるのは子供たちの成育です。

また、保育の現場には若い女性が多く、彼女たちは出産・育児予備軍でもあり、彼女たちが産休や育休を取得し、また保育の現場に職場復帰しやすい環境を作るとは、子供たちの成育にとっても極めて重要なことであると考えます。

そこで、保育の質をいかに高めるのか、そして保育現場の処遇をいかに改善するのか、今後の取り組みについて、知事にお伺いします。

(6 1 4 文字)

1－（3）子供が子供らしく育つ環境づくりについて

3点目は、子供が子供らしく育つ環境づくりについて、であります。

子供の健全な成長について考えた時、私は小学校を卒業するまでは、子供らしくのびのびと遊ぶことが極めて重要だと思います。

小学校の先生達と話していると、「今の子供たちは忙しいんですよ。」との答えが返ってきます。

今、子供たちには時間がない、空間がない、仲間がない、3つの間という文字、「3間」がないと言われていています。

私は昭和48年生まれで、第二次ベビーブーム世代ですが、私の子供の頃は、放課後、友達と公園や学校の校庭で暗くなるまでのびのびと遊び、同世代や異世代との人間関係を培ったり、何が危ないのか、それにどう対処するのかといったことを、日々の生活の中で吸収してきたのだと、今振り返ってみて思います。

しかし、今日では、外で遊ぶ場所がなかったり、あっても習い事や塾で遊べなかったりといった状況となっており、次世代を担う子供たちが育つ環境としては好ましくないと感じているのは、私だけではないと思います。

広島県は、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し、教育施策の中でコンピテンシーの育成を大きな柱に掲げておられます。

教育におけるコンピテンシーとは、単なる知識の詰め込みではなく、様々な環境変化に対応する力を養うという定義のようで、簡潔に言えば、応用力をつけるということだと思います。

しかし、私は、このような応用力とは、本来、学校で教えるようなものではなく、遊びを含めた子供時代の体験や経験から少しずつ学び取っていくものだと考えます。

ここで、福岡市の取り組みを一つ紹介したいと思います。

それは、「わいわい広場」という放課後等遊び場づくり事業です。

小学校の校庭等を利用して、授業終了後に、一旦家に帰ることなく、ランドセルを置いたまま、大人の見守りの中で、自由に安心して遊びができる場や機会をつくるという取り組みで、その報告書を読みますと、集団遊びに慣れていない現代の子供たちであっても、大人たちの少しのきっかけづくりやヒントで、のびのびと自主的に遊びはじめ、取り組みを継続することで、同学年のみならず異なる学年も含めた集団での遊びができるようになったと報告されております。

余談になりますが、この事業を所管しているのは、福岡市のこども未来局 こども部 放課後こども育成課という部署であり、福岡市の子供

の健全な育成に対する本気度が伝わり、胸が熱くなる想いがあります。

このような取り組みは、本来、市町が行うべきものではありませんが、県が主体的に方針を示し、市町と協力してモデル事業を実施することは、「人づくり」を大きな柱に据えて、これから取り組もうとしている本県に相応しい事業と考えます。

そこで、子供が子供らしくのびのびと育つ環境づくりについて、知事のお考えと、今後の取り組みについて、お伺いします。

(1, 175文字)

2 本県の産業経済を支える基盤の整備について

2- (1) 広島高速道路の環状化について

質問の第2は、本県の産業経済を支える基盤の整備について、2点、お伺いします。

1点目は、広島高速道路の環状化について、であります。

本県の持続的な発展を考えた場合、県内の人口や経済活動の7割を占め、中国地方最大の都市圏でもある広島都市圏の中核拠点性をより一層高めることが求められております。

都市機能を高めるための都市内高速道路網の整備は、広島都市圏のかねてからの大きな課題の一つであり、平成9年に広島高速道路公社を設立して以来、広島県、広島市とともに指定都市高速道路を順次整備してきたところであります。

既に高速1号線から4号線までは開通し、整備計画路線も5号線を残すのみとなりました。

二葉山トンネルの建設を巡り、5号線の計画は進捗が大幅に遅れてきましたが、本年10月に、トンネル工事を起因とする地表面の沈下が一定の範囲を超えた場合、広島県土地開発公社が買収するスキームを発表し、また、トンネル工事発注に向けての検討委員会も設置され、ようやく事業が前進をはじめたところであります。

引き続き、住民の皆様の声に耳を傾けつつ、一歩ずつ事業完成に向けて歩みを進めていただきたいと思います。

ところで、都市圏高速道路網とは、そもそも環状化を成し遂げて初めて、ネットワーク機能を最大限発揮することができるものであります。

現段階では、3号線は観音で途切れており、4号線は沼田、中広ともに他の高速とはつながっておらず、5号線も整備計画では広島駅北口止まりとなっております。

策定済みの整備計画路線のゴールがようやく見えつつある中で、環状

化が次の大きな課題と考えます。

短期的には、当面の交通量や採算性の問題など、実現に向けた課題があることは承知しておりますが、広島都市圏の活性化のためには、道路インフラの整備は欠かせないものであります。

中国地方の雄県として広島県が存在感を発揮するためにも、長期的な視点で捉えながら、広島高速道路の環状化の計画を、新たに策定する必要があると考えますが、今後の取り組みをどのように思い描いておられるか、知事にお伺いします。

(8 6 2 文字)

2 - (2) 土地造成事業会計の総括と産業団地造成の今後のあり方に

ついて

2点目は、土地造成事業会計の総括と産業団地造成の今後のあり方について、であります。

人口減少社会を迎え、進学や就職による人口の流入を増やすことが、今後の自治体経営の課題の一つであり、人口流入の流れを作るためには、雇用の場をできるだけ多く作り出す必要があります。

産業団地への企業誘致施策は、雇用創出に大きなインパクトを与えるのはもちろんのこと、新たな企業活動が生まれることで地域経済が活性化し、さらに地方税収の増加にも寄与します。

本県の産業団地の現状は、分譲単価の引き下げや土地助成制度の拡充などが功を奏して企業進出が増加した結果、分譲可能な団地が30ヘクタール弱を残すのみとなっています。

加えて、円安の進展と海外人件費の上昇により、国内における労働コストが相対的に低下し、生産工場の国内回帰の動きが活発化する中で、県内への企業移転の機会を損失する恐れがある状況となっています。

こうした中、12月補正予算案に、三原市本郷地区における産業団地整備のための設計業務等が計上されたところです。

一方で、本県の土地造成事業会計は、バブル期の土地造成事業の拡大が尾を引き、昨年度決算で約105億円の債務超過となり、累積赤字は約450億円にも上っています。

累積赤字を処理する為に、一般会計から繰り入れをしなければならぬ事態となっており、事業計画策定時の経済環境、事業計画のあり方、また損失が明確になってからの処理方法など、なぜこのような事態に至ったのか、原因分析を綿密に進める必要があります。

産業団地の分譲には、経済情勢を背景にした地価変動や企業の設備投

資意欲に左右されるなど、常にリスクを伴うのは当然のことであり、失敗は次の成功への糧にしなければなりません。

先ほど触れたように、企業誘致による雇用創出、経済への波及効果はもちろんのこと、現在の日本はいまだにデフレ経済の状態にあり、団地造成による需要創出は、経済政策上、有効な手段であると個人的には確信をしておりますし、自治体がリスクを恐れるあまり、民間では不可能な投資を適切に行わないならば、本県の人口も経済も衰退の一途をたどるばかりと考えます。

これまでの失敗の反省をもとに、客観的な判断基準を設定し、効果を検証しながら慎重に事業を進めることが、今求められているのではないのでしょうか。

そこで、これまでの土地造成事業をどのように総括しておられるのか、また、その総括も踏まえ、土地造成事業の今後のあり方をどのように考えておられるのか、知事のご所見をお伺いします。

(1 , 0 4 7 文字)

3 広島ブランドショップ「TAU」の販売機能強化による効果的な中小企業支援策について

質問の第3は、広島ブランドショップ「TAU」の機能強化による効果的な中小企業支援策について、であります。

県の外郭団体である公益財団法人ひろしま産業振興機構の中小企業支援施策の中で、「チーム型支援事業」という取り組みがあります。この事業は、県内中小企業単独では難しい地域商品の市場化プロセスを支援する目的で、商品の企画・開発から流通及び販売までの各段階において、商品のマーケティングやデザイン、セールスなどの指導を行っておられます。

また、市場化プロセス実践の一步進んだ優れた取り組みとして、「ヒロシマ・デパートメント」というプロジェクトを展開されています。

この取り組みでは、「レモン」や「せとうち」などコンセプトを決め、例えば「レモン」であれば県内レモン加工製品を一堂に集め、展示会などに自主編集企画したブースとして出展することによって、中小企業単独では難しい全国への販路開拓への道筋をつけることに成果を上げておられます。

この手法は、小売業界で高い評価を受けており、全国展開する大手百貨店などから自主編集企画ブースを丸ごと各地の系列百貨店で展開して欲しいとの依頼も多くあるようです。

しかし、このような場合、ブースの展示だけではなく、各商品の流通や決済機能も一本化することが百貨店から求められ、あくまでも公益財団法人が実施する「ヒロシマ・デパートメント」では、収益事業が制限され、卸売機能を持つことができないため、要望に応えることができず、ブースに商品を提供している中小企業にとっては、せつかくの販路拡大、売上増大のチャンスをみすみす逃す結果となっているようです。

一方で、9月定例会において、当会派の大島議員がT A Uの販路拡大への成果を質問された際に、知事は、首都圏における販路拡大は、T A Uの重要な役割であり、バイヤー招聘による個別商談会の開催などを実施しているとの答弁をされました。

T A Uは、現在、B t o C、つまり県内個別商品をT A Uに集め、一般消費者に販売することで、成果を上げておられます。

しかし、県内事業者の販路拡大という重要な役割を考えた場合、また、バイヤー招聘による個別商談会などの開催を踏まえても、B t o B、つまり小売店への販売機能を強化する、または小売店の店舗を利用した販売機能を付加することは、非常に有意義で効果的な取り組みと考えます。

中小企業支援の本来の目的は、商品開発から販路拡大までの一連のプロセスの中で、成功体験を経験し、その企業がノウハウを身につけ、売り上げを増やし、雇用を増やすことで最終的に県内経済を支える良い循環を作ることにあると考えます。

他府県では、販売公社を設立してまで中小企業の販路拡大戦略を積極的にサポートしているところもあると聞いておりますが、我が県においては、T A UのB t o Bによる販路拡大機能を強化した上で、ヒロシマ・デパートメントとT A Uとの連携による取り組みを行うことが、一層効果的な中小企業支援策となるものと確信いたしますが、知事のご所見をお伺いします。

(1 , 2 6 8 文字)

4 地域包括ケアシステムの機能強化について

質問の第4は、地域包括ケアシステムの機能強化について、であります。

我が国は今日、少子化と高齢化の急速な進行により、世界に先駆けて、未曾有の「人口減少・超高齢社会」を迎えつつあります。

医療費、介護費をはじめとする社会保障費は、国全体で毎年約1兆円ずつ増えると予測され、財政運営上の大きな課題となっています。

また、高齢者のいる世帯は、全世帯の約4割となっており、そのうち、

核家族化の進展により、独居もしくは夫婦のみの世帯が半数を超えています。

本県におきましても、人口は平成7年をピークに減少が続いており、高齢化率も、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、31.4%に達すると予測されています。

このような情勢を踏まえ、国は、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムを各自治体で構築するよう求めており、本県もその構築に向けて努力をしているところであります。

地域包括ケアシステムを機能させるためには、利用者と、それぞれに独立している医療・介護・予防・生活支援などのサービスをつなぐ役割を担う存在が欠かせません。

その役割を担うことを期待される組織が、各市町に設置され、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防ケアマネジメントなどの業務に携わっている地域包括支援センターであります。指定居宅介護支援事業所も同じような業務を実施していたり、介護予防に関する支援事業が多忙過ぎて、包括的な支援に手がまわってなかったりなど、地域における拠点機能を十分に発揮できていないとの声も聞きます。

地域包括ケアシステムの中核拠点として機能するための課題を洗い出すと同時に、地域包括支援センターの果たすべき役割を明確にした上で、体制の整備もしくは機能強化を図ることが強く求められております。

また、地域で高齢者の見守り活動を支える社会福祉協議会や、民生委員児童委員協議会など地域団体との情報交換をはじめとする連携強化を図ることも、高齢者が住み慣れた場所で生活を続けるために必要不可欠な取り組みと考えます。

さらに、このような取り組みを机上の空論にしないためにも、モデル地域をつくり、実践をし、成功事例を他の地域に普及啓発するような具体的な取り組みも必要と考えます。

そこで、地域包括支援センターの現状と課題をどのように捉え、機能強化や地域における連携強化に向けて、今後どのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

(1, 084文字)

5 急傾斜地崩壊対策事業の推進について

質問の第5は、急傾斜地崩壊対策事業の推進について、であります。

昨年8月に広島市安佐南区・安佐北区を中心に発生した土砂災害は、その被害の大きさから我々県民に大きな衝撃を与え、県民それぞれの生活圏内において、災害発生の可能性が高い場所に対する懸念が高まっているところであります。

このような機運を捉え、ソフト面では本年4月より「『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」を展開し、地域の自主防災会を中心に各地域で防災マップの整備や、住民への周知などの成果が表れつつあり、高く評価されるべきものであります。

一方で、ハード面での対策にも、もっと力を入れて欲しいとの声は根強く聞かれます。

9月定例会で、当会派の下森議員が公共事業費のシーリングの撤廃を質問され、「中期財政運営方針（案）」において、公共事業費の5年間の維持が盛り込まれたところではありますが、より住民に近い行政組織である市町からも、特に急傾斜地崩壊対策事業への予算増額の要望は強いと伺っております。

県の砂防事業予算の推移を見ますと、昨年の土砂災害を受けて、砂防費全体は昨年度の約74億円から、本年度は約113億円に増額したにも関わらず、砂防費の中の急傾斜地崩壊対策事業費は、昨年度の約24億円から約19億円に減少しています。

この約19億円の中には、市町が行う急傾斜地崩壊対策事業への県による補助金も含まれていますが、減額はされていないものの、本年度は昨年度並みの約3.5億円にとどまっています。

急傾斜地崩壊対策事業費が全体で減少する中で、市町への補助金は前年並みというのは市町へ配慮しているように見えますが、これまでの補助額自体が市町の要望する額の半分程度となっており、十分な急傾斜地崩壊対策事業が実施できない状況が続いていると聞いております。

私の選挙区である東区も急傾斜地崩壊危険箇所の大変多い土地柄ではありますが、十分な予算が確保できないため、住民の要望から10年近く経って、ようやく事業が実施される箇所が多いと聞いています。

急傾斜地崩壊危険箇所は、人口密集地の周辺部に集中しており、急傾斜地崩壊対策事業は、砂防関係事業の中でも、住民が身近に危険を意識する場所での事業であるため、県施工事業はもとより、市町への補助事業についても、市町と協力して積極的に推進されることを希望するところであります。

そこで、急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、本事業の現状と、市町への補助増額も含めた今後の取り組みについて、知事にお伺いします。

(1 , 0 5 1 文字)

6 北朝鮮人権侵害問題について

経世済民における国民・県民の安全な生活の確保において、最後に取り上げたいのが、北朝鮮人権侵害問題であります。

北朝鮮による日本人拉致問題につきましては、平成14年に5人の被害者が、平成16年にその家族が北朝鮮より帰国して以来、大きな進展がないままに今日に至っています。

言うまでもないことではありますが、北朝鮮による日本人拉致は、人権侵害という枠を超え、我が国の主権を侵し、国民の生命と安全を侵害し続けている重大な国家犯罪であり、この問題を放置することは、我が国が主権国家、近代国家としての体をなしていないことを意味し、私たちが大いに憂慮すべき事態であります。

英国の政治家パーマストンが確立した、たった一人の国民の生命、財産の侵害であっても、断固とした姿勢を示すという原則が主権国家としての国際常識であります。我が国においては、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国際社会と連携して拉致問題に取り組むことを定めているところであります。

この法律の第3条に、地方自治体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題をはじめとする人権侵害に関する国民世論の啓発に努めるよう明記されており、第4条では、12月10日、まさに本日から12月16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間とし、国及び地方自治体はその趣旨に相応しい事業の実施に努めるよう定めているところであります。

これを受けて、積極的な啓発活動を行っている他府県も多く、神奈川県は、本年12月12日に横浜市や川崎市と協力して集会を開催し、黒岩知事自らがコーディネーター役を務め、横田めぐみさんのご両親、俳優の津川雅彦さんと対談される予定です。

本県は、人権問題に積極的に取り組んでおりますが、北朝鮮拉致問題に対しては、かなり控え目な印象です。

昨年12月の定例会において、当会派の緒方議員が本件について一般質問をされたのに対し、地域政策局長からは、県民の理解や関心を一層深めるため、より効果的な啓発について、市町と意見交換を行うなどの取り組みを進めると答弁をされております。

そこで、北朝鮮人権侵害問題の解決に向け、市町との意見交換の結果はどうだったのか、効果的な啓発活動について、本年度に新たな取り組みを考えておられるのか、知事にお伺いします。

(9 5 7 文字)

○ おわりに

以上で質問を終わらせていただきます。

政治の師である岸田文雄外務大臣は、大臣室に「現場主義」を掲げておられます。

戦略は細部に宿ると言われますが、政策も同じだと思います。

現場で働く方々の力があってこそその政策実現であり、県民の安全で豊かな生活の実現のためにも、私も「現場主義」でありたいと思います。

改革という言葉が好まれる時代ですが、一つずつ、一つずつ積み重ねて行くことこそが政治の王道であることを忘れず、広島県、そして日本の発展のために尽くして参ります。

本日はありがとうございました。

(2 4 0 文字)